

## 6 警察の対応の流れ（警察対応）

### （1）認知症高齢者等の行方不明者の発生時



家族、施設、民生委員 等

行方不明者届

警察署

#### 認知症高齢者等については、

自救能力がないもの、事件・事故に遭遇する可能性が高いこと踏まえ、行方不明者発見活動を迅速に実施

#### ① 届出の受理

家族、施設等の認知症高齢者等を現に監護する者、認知症高齢者等の福祉に関する事務に従事する者など行方不明となった状況を知り得ている者から行方不明の状況を聴取して、届出を受理する。

※認知症高齢者等の本籍・住所・氏名・生年月日・性別・不明時の服装等、手配に必要な事について知り得ているものが届け出ること。

また、手配に必要な行方不明者の写真については、最新のものを用意すること。

#### ② 行方不明者発見活動の開始

認知症高齢者等の行方不明である旨の通報が入った時点で、判明している事項について手配をし、行方不明者発見活動を開始する。

また、行方不明後に判明した事項についても、逐次手配を行い、総合的な行方不明者発見活動を実施する。

#### ③ 必要な手配・捜索

行方不明となっている認知症高齢者等の不明状況について、管内及び隣接した警察署において勤務する警察官に対する無線手配を実施する。

届出人 家族、施設、民生委員 等

#### 届出人が警察署へ協力要請

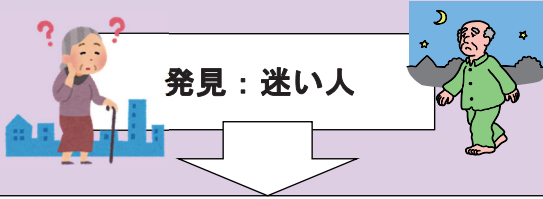
- ①写真を付したチラシを作成し掲示要請
- ②警察署の身元不明者情報の閲覧
- ③県警ウェブサイトに行方不明者情報の掲載を要請

#### 警察の措置

- ①警察署等に行方不明者のチラシを掲示
- ②市町等が作成した身元不明者の公開資料を閲覧
- ③県警ウェブサイトに行方不明者情報を掲載

## (2) 身元不明の認知症高齢者等の発生時

### ～ 認知症高齢者等に係る迷い人の身元確認に向けた取組について ～



#### 警察が一時的に保護（最大 24 時間）

保護カード・迷い人票の作成 行方不明者照会（規則第 13 条第 1 項）の実施  
 迷い人照会（規則第 19 条第 2 項）の実施

身元が判明しない場合、引き継ぎ

#### 迷い人を発見地の市町等に引き継ぎ

- ・身元判明につながる情報入手時の連絡を市町等に依頼
- ・市町等の要請に基づき、写真を付した資料を各署に備え付けることができる旨と市町等に教示

身元判明

保護者等へ

#### 保護実施機関である市町等による身元確認調査

行旅病人及行旅死亡人取扱法第 2 条第 1 項、第 3 条  
 行旅病人の救護等の事務の団体事務化について 第 2 の 1 の (3)

引き続き、身元が判明しない場合

身元判明

保護者等へ

#### 市町等が警察署へ協力要請

- ①写真を付した資料を警察署において閲覧して欲しい旨を要請
- ②身元確認の照会を依頼（随時）  
 （1 週間、1～3 か月後、その後 3 ヶ月毎を目安）

#### 警察の措置

- ①市町等が作成した公開資料を県警本部生活安全企画課及び警察署に備付け
- ②迷い人照会（規則第 19 条第 2 項）の実施 身元確認照会（通達）の実施